

出願商標「図形＋文字」拒絶審決取消請求事件：知財高裁令和2(行ケ)10040・令和2年9月10日(3部)判決<請求棄却>

【キーワード】

標章の類否判断基準，標章の構成態様（文字と図形との組み合わせによる結合標章），全体として一連不可分性，分離観察，分割出願（法10条1項），商標の類似（法4条1項11号）

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告（サンクスアイ グローバル プライベート リミテッド）は，平成29年8月4日，別紙記載1の商標（以下「本願商標」という。）について，同年1月16日に商標登録出願をした商願2017-002878号に係る商標法10条1項の規定による分割出願をしたが，平成31年2月8日付けで拒絶査定を受けたことから，令和元年5月8日，これに対する不服の審判を請求した（不服2019-5954号）。

(2) 特許庁は，令和元年11月18日，「本件審判の請求は，成り立たない。」とする審決（出訴期間として90日を附加。以下「本件審決」という。）をし，その謄本は，同年12月2日に原告に送達された。

(3) 原告は，令和2年3月26日，本件審決の取消しを求めて，本件訴えを提起した。

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は，別紙審決書（写し）のとおりであり，要するに，本願商標は，別紙記載2の登録商標（以下「引用商標」という。）と類似する商標であり，かつ，本願商標の指定商品及び引用商標の指定商品は同一又は類似の商品であるから，商標法4条1項11号に該当し，商標登録を受けることができないというものである。

【判 断】

1 取消事由1及び2について

事案に鑑み，取消事由1及び2をまとめて判断する。

(1) 類否判断の手法について

商標の類否は，対比される商標が同一又は類似の商品又は役務に使用された場合に，その商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが，それには，使用された商標がその外観，観念，称呼等によって取引者に与える印象，記憶，連想等を総合して全体的に考察すべく，しかも，その商品又は役務に係る取引の実情を明らかにし得る限り，その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399

頁，最高裁平成6年（オ）第1102号同9年3月11日第三小法廷判決・民集51巻3号1055頁参照）。

また、複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分の結合していると認められる場合においては、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して類否を判断することは、原則として許されないが、その場合であっても、商標の構成部分の一部が取引者又は需要者に対し、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じない場合などには、商標の構成部分の一部だけを取り出して、他人の商標と比較し、その類否を判断することが許されるものと解される（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁，最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁，最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照）。

以下、上記の判断枠組みに沿って、本願商標及び引用商標の類否について検討する。

(2) 本願商標の構成について

ア 本願商標は、左側から順に、本件図形部分、THANKS部分及びAI部分からなる結合商標であり、各構成部分は、同じ高さで横一列に、重なり合うことなく配置されている。

イ 本件図形部分は、太さが均一でない赤色の線で描かれており、下方の1点で交差する縦長ループを横に2つ並べたような図形である。また、本件図形部分は、全体としてハート型様の形状となるように、2つの縦長ループを一筆書きしたような図形であるとみることも可能である。

ウ THANKS部分は、「T」の欧文字、その右側に配置された同文字よりもやや高さが低い「HANKS」の欧文字、その上部に配置された小さめの「Related to Heart」の欧文字からなり、これらの文字は、いずれも黒色の線で描かれている。また、THANKS部分は、本願商標のうち3分の2程度の幅を占めている。

エ AI部分は、赤色の線で描かれた「AI」の欧文字であり、本件図形部分とほぼ同じ幅である。また、AI部分の「A」の文字の中央の横線は、横長の楕円形に図案化され、「AI」の文字の中段に同文字を取り巻くように描かれている。もっとも、上記図案化の程度は低く、AI部分は、図形ではなく文字として認識されるものといえる。

(3) 分離観察の可否について

ア 外観からの検討

(ア) 上記(2)のとおり、本願商標においては、左側から順に、赤色の図形である本件図形部分、黒色の文字であるTHANKS部分及び赤色で多少図案

化された文字であるA I部分が、重なり合うことなく配置されているところ、このような色彩や構成の違いからすれば、各構成部分は、同じ高さで横一列に配置されてはいるものの、それぞれが独立したものであるとの印象も与え、視覚上分離して認識され得るものといえる。

- (イ) また、上記(2)のとおり、THANKS部分は、目につきやすい中央部に相当程度の幅で表されており、看者の目を引きやすいとはいえるものの、他方で、一般に、赤色は黒色よりも注意を引きやすい色彩であるといえることからすれば、本願商標に接した者は、THANKS部分のみならず、赤色の本件図形部分及びA I部分にも注意を引かれるものといえる。
- (ウ) さらに、上記(ア)及び上記(2)エのとおり、A I部分は、他の構成部分と視覚上分離して認識され得るものといえるが、他方で、図形ではなく文字として認識されるものといえることからすれば、THANKS部分と併せて一連の欧文字の列として認識されることもあるといえる。
- (エ) 以上の各事情を併せ考慮すると、本願商標に接した者は、各構成部分がそれぞれ独立したものと認識するか、又は図形である本件図形部分と文字であるTHANKS A I部分とに分けられるものと認識するといえる。

イ 称呼及び観念からの検討

(ア) 上記(2)イのとおり、本件図形部分は、2つの縦長ループを横に2つ並べたか、又は全体としてハート型様の形状となるように一筆書きした図形であるとみることができるところ、その形状や色彩を見ても、大きな特徴がある図形であるとはいえず、何らかの意味合いを表すものとして認識されるものとはいえないから、同部分からは、特定の観念は生じず、何らの称呼も生じない。

(イ) THANKS部分についてみるに、同部分のうち「THANKS」の欧文字は、平易な英語である「thank」の複数形であり、「サンクス」との称呼が生じる上、その訳に従って「感謝」等の観念が生じるといえるものの、それ以上の特定の観念が生じるものとはいえない。

また、「Related to Heart」の欧文字は、比較的平易な英語であるといえるところ、「リレイテッドトゥーハート」との称呼が生じる上、その訳に従って「心に関連する」といった観念が生じるといえるものの、それ以上の特定の観念が生じるものとはいえない。

(ウ) A I部分についてみるに、「AI」の欧文字は、人工知能を意味する略語として広く知られていることからすれば、「エーアイ」との称呼が生じる上、「人工知能」の観念が生じるといえるものの、それ以上の特定の観念が生じるものとはいえない。

(エ) 以上のとおり、本件図形部分、THANKS部分及びA I部分は、称呼の面からみても、観念の面からみてもばらばらであり、統一性のある称呼ないし観念によって結び付けられているとはいえないから、本願商標は、称呼、観念の観点から不可分であるということもできない。

ウ まとめ

(ア) 上記ア及びイで検討したとおり、本願商標の各構成部分は、それぞれが独立したものであるとの印象を与え、視覚上分離して認識されるものといえる上、称呼、観念の観点から不可分であるともいえず、他に、その不可分一体性を認めるべき事情も見当たらない。

そうすると、本件図形部分とその他の構成部分とは、本件図形部分のみを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとは認められない。

(イ) したがって、本件図形部分を分離して観察することは可能であるというべきところ、本件図形部分は、相応の特徴を備えている上、それが、看者の注意を引きやすい赤色で描かれた図形であることや、最も左側に配置されていることなども併せ考慮すると、本願商標に接した者は、本件図形部分を、単なる装飾ではなく、THANKS部分及びA I部分とは独立したシンボルマークのようなものと認識するものといえるから、これを要部として観察することも許されるというべきである。

(ウ) 以上検討したところによれば、本件においては、本願商標から本件図形部分を抽出し、同部分のみを他人の商標と比較して類否を判断することが許されるというべきである。

したがって、取消事由1及び2は、いずれも理由がない。

2 原告の主張について

(1) 原告は、本願商標は会社名とシンボルマークとを組み合わせた企業ロゴであり、需要者等はその全体を企業ロゴとして認識するか、又は会社名の表記部分に着目するのが通常であるから、全体を一体的に観察すべきである旨主張する。

しかしながら、いわゆる企業ロゴに接した需要者等が、図形やマーク部分のみに注意を引かれることも当然にあり得るというべきであるから、企業ロゴについて、常に全体を一体的に観察すべきであるとはいえない。また、上記1で検討したとおり、本件図形部分は、本願商標の外観上、他の構成部分と一体のものとして認識されるものではなく、また、相応に目立つ態様で表示されているといえるのであるから、本願商標に接した者が、本件図形部分のみに注意を引かれることは十分にあり得るというべきである。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(2) 原告は、THANKS A I部分の称呼及び観念に関して、同部分は原告のグループ名「THANKS A I (サンクスアイ)」を表すものであり、同部分からは「サンクスアイ」等の称呼が生じ、また、原告グループのモットーである「感謝愛」等の観念が生じる上、これに伴って、他の構成部分からも共通する観念が生じる旨主張する。

そこで検討するに、証拠(甲3ないし7, 9の1及び2, 甲10, 11)及び弁論の全趣旨によれば、原告が、サンクスアイ株式会社との名称のグループ会社を有し、指定商品に係る同社の事業において本願商標を使用していること

が認められる上、原告は、グループ全体で、「感謝」、「愛」等を企業イメージとして事業活動を行ってきたことがうかがわれる。

しかしながら、この点が、取引の実情として主張されているのだとすれば、上記事情は、原告の現状の取引状況に基づく個別的な事情であって、取引状況として考慮することが許される、その指定商品全般についての一般的、恒常的事情（最高裁昭和47年（行ツ）第33号同49年4月25日第一小法廷判決・審決取消訴訟判決集昭和49年443頁参照）といえるかどうかは疑問である。また、この点を措くとしても、THANKS部分及びAI部分は、いずれも比較的平易な英語や広く知られた略語であるところ、本件各証拠をもって、本願商標の指定商品の取引者や需要者の間において、原告のグループ名や企業イメージが広く知られていたものとまでは認められないことからすれば、THANKSAI部分から直ちに原告のグループ名や企業イメージを表すような特定の称呼や観念が生じるものとはいえない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) 原告は、原告のグループ名を表すTHANKSAI部分の自他商品識別標識としての機能は極めて強いものに対して、本件図形部分は、よくあるリボンモチーフを重ねてハート型様にするなどの単純な構成からなる上、同部分から特定の称呼や観念が生じないというのであれば、同部分には自他商品識別標識としての機能はないか、極めて弱い識別力しかない旨主張する。

しかしながら、上記(2)で検討したとおり、THANKSAI部分から直ちに原告のグループ名や企業イメージを表すような特定の称呼や観念が生じるものとはいえないことからすれば、同部分が、本願商標の指定商品との関係において、殊更に強い出所識別機能を有するものとはいえない。

他方で、上記1で検討したとおり、本件図形部分は、本願商標において相応に目立つ態様で表示されているといえる上、相応の特徴を備えており、看者の注意を全く引かないほど単純な構成であるとまではいえないことからすれば、同部分は、本願商標の指定商品との関係において、一定程度の出所識別機能を有するものというべきである。

そうすると、他の構成部分と比較しても、本件図形部分は、本願商標の指定商品との関係において、これを要部として抽出して同部分のみを他人の商標と比較して類否を判断することが許される程度の出所識別機能を有するものといえる。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(4) このほか、原告は、種々の主張をするが、これまで検討したところに照らすと、いずれも前記の結論を左右するものではなく、採用することはできない。

3 小括

(1) 上記1で検討したとおり、本件においては、本願商標から本件図形部分を抽出し、同部分のみを他人の商標と比較して類否を判断することが許されるというべきである。

そして、本件図形部分及び引用商標は、色彩が異なるものの、それ以外の構成は同一である上、いずれも特定の称呼及び観念を生じないものであることからすれば、類似の商標であると認められる。

(2) また、本願商標の指定商品のうち第3類「化粧品、せっけん類、歯磨き、香料」は引用商標の指定商品と共通するから、本願商標の指定商品及び引用商標の指定商品は、同一又は類似の商品であると認められる。

(3) したがって、本願商標は、引用商標との関係において、商標法4条1項11号に該当するものと認められる。

4 結論

以上によれば、本願商標について登録することができないものであるとした本件審決の判断に誤りはなく、原告が主張する取消事由は、いずれも理由がない。

よって、原告の請求は、理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件商標に係る標章は（別紙1）に見るとおり、「文字と図形との組み合わせ」から成る結合標章であるところ、その出願人はシンガポール国における法人であるのに対し、引用商標の図形だけの商標権者は日本国法人であるが、両者に取引関係があるのかは不明である。このような疑問を筆者がまず抱いたのは、引用商標に係る登録商標の第5939662号の図形標章は、本願商標における図形部分と同一であるからである。

異なるのは、指定商品が本願商標では第5類と第32類とであるのに対し、引用商標では第3類であることである。

本件は、すでに登録されて発生している登録商標について法10条1項の規定に基づく分割出願が拒絶査定を受けた出願人が不服の審判請求したところ、不成立の審決をうけたので、これに対する取消請求事件である。

前記審決の理由は、分割出願した商標の指定商品第5類に含まれる商品は引用商標「図形」の指定商品にあるものと類似するもの（サプリメント・薬剤等）であると判断されたようである。

けだし、分割した本願商標の標章態様中の図形は、その出願時にはすでに設定登録されていた引用商標に係る図形と同一のものであったからである。引用商標の商標権者は日本人である。

2. このような事情が分割出願した商標には存していたことから、出願人の要望は通らなかったのである。これに対して、原告（出願人）はどうしたかは不明であるが、もしそれなりの理由があれば、引用商標の登録商標に対して登録無効審判を請求したかも知れない。

[牛木 理一]

(別紙1)

[本 願 商 標]

(190)【発行国・地域】日本国特許庁(JP)

(450)【発行日】平成29年10月17日(2017.10.17)

【公報種別】商標公報

(111)【登録番号】商標登録第5983064号(T5983064)

(151)【登録日】平成29年9月22日(2017.9.22)

(540)【登録商標】



(500)【商品及び役務の区分の数】2

(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第5類 サプリメント, 薬剤, 食餌療法用飲料, 食餌療法用食品, 乳幼児用飲料, 乳幼児用食品, 栄養補助用飼料添加物(薬剤に属するものを除く。)

第32類 飲料水, 清涼飲料, 果実飲料, 飲料用野菜ジュース, 乳清飲料

【国際分類第11版】

(210)【出願番号】商願2017-2878(T2017-2878)

(220)【出願日】平成29年1月16日(2017.1.16)

(732)【商標権者】

【識別番号】515293067

【氏名又は名称】サンクスアイ グローバル プライベート リミテッド

【氏名又は名称原語表記】Thanks Ai Global Pte. Ltd.

【住所又は居所】シンガポール 049319 コリアーキー20 23-01

【住所又は居所原語表記】20 Collyer Quay, #23-01 Singapore 049319

(740)【代理人】

【識別番号】100153501

【弁理士】

【氏名又は名称】木村 貴司

(740)【代理人】

【識別番号】100180345

【弁理士】

【氏名又は名称】廣田 恵梨奈

【法区分】平成23年改正

【審査官】白鳥 幹周

(561)【称呼(参考情報)】リレーテッドトゥーハートサンクスエイアイ、リレーテッドトゥーハートサンクスアイ、リレーテッドツウーハートサンクスエイアイ、リレーテッドツウーハートサンクスアイ、リレーテッドトゥーハート、リレーテッドツウーハート、サンクスエイアイ、サンクスアイ、サンクス

【検索用文字商標（参考情報）】 RELATEDTOHEART、THANKSAI

【類似群コード（参考情報）】

第5類 01B01、01B02、32F15、32F16、32F17、33B01

第32類 29C01、31D01

(531)【ウィーン分類（参考情報）】 2. 9. 1. 2 ; 9. 1. 10 ; 26. 1. 2 ; 26. 1. 3 ; 26. 11. 1 ; 26. 11. 12 ; 26. 11. 25 ; 27. 5. 1. 1 ; 27. 5. 1. 9 ; 27. 5. 1. 11 ; 27. 5. 1. 14 ; 27. 5. 8 ; 27. 5. 19 ; 27. 5. 23. 92 ; 29. 1. 1. 1 ; 29. 1. 1. 2 ; 29. 1. 8. 1 ; 29. 1. 11

(別紙2)

〔引用商標〕

(190)【発行国・地域】 日本国特許庁 (JP)

(450)【発行日】 平成29年5月16日 (2017. 5. 16)

【公報種別】 商標公報

(111)【登録番号】 商標登録第5939662号 (T5939662)

(151)【登録日】 平成29年4月14日 (2017. 4. 14)

(540)【登録商標】



(500)【商品及び役務の区分の数】 1

(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第3類 せっけん類, 歯磨き, 化粧品, 香料 【国際分類第10版】

(210)【出願番号】 商願2016-67023 (T2016-67023)

(220)【出願日】 平成28年6月7日 (2016. 6. 7)

(732)【商標権者】

【識別番号】 516184757

【氏名又は名称】 株式会社再生美容Y. クラボ

【住所又は居所】 東京都練馬区練馬2-18-19 荘光ハウス109号

【法区分】 平成23年改正

【審査官】 白鳥 幹周

【類似群コード（参考情報）】

第3類 04A01、04B01、04C01、04D01

(531)【ウィーン分類（参考情報）】 2. 9. 1. 2 ; 26. 13. 25